



LEGAL UPDATE

2023年11月

インターネットサービスおよびオンライン情報の管理・提供・使用に関する政令案

情報通信省（M I C）は、インターネットサービスおよびオンライン情報の管理・提供・使用に関する政令第72/2013/ND-CP号（72号政令）および72号政令の一部を修正・補充する政令第27/2018/ND-CP号（27号政令）に代わる政令案（本政令案）を公表し、2023年7月17日から同年9月15日まで意見公募が行われた。本稿では、本政令案のうち、個人情報保護に関する内容を紹介するが、本政令案はドラフト段階であり、今後内容の変更があり得る点、ご留意いただきたい。

1. 国境を越えて情報を提供する外国の組織および個人の義務

本政令案は、国境を越えてベトナム国内ユーザーに情報を提供する外国組織および個人について、ベトナムでデータ保管レンタルサービスを利用しているか、またはベトナムからの定期的な訪問回数が1か月合計10万回以上である場合には、以下の義務を負うと新たに規定した。▽連絡先のM I Cへの通知；▽サイバーセキュリティ法の規定に違反する情報・サービス・アプリケーションの検査・監視・削除；▽M I Cの要請に基づく法令違反の情報・サービス・アプリケーションの掲載の防止および削除の実施；▽ベトナムの報道機関から引用した情報を提供する場合におけるベトナムの報道機関との協力；▽ユーザーの個人情報の保管、アカウント登録時の携帯電話番号によるサービスユーザーアカウントの認証、および書面による要請に基づく個人情報の管轄国家管理機関への提供；▽ユーザーアカウント登録許可に関する16歳以上の者への制限；▽所轄国家管理機関への対応を行う専門部署の設置；▽組織・個人の正当な権利・利益に影響を与える情報・サービス・アプリケーションの閉鎖；▽ライセンス・証明書・確認・決定を伴う情報・情報コンテンツサービスをオンラインで提供するアプリケーションの本政令案の規定に基づく許可；▽ネットワーク情報セキュリティの問題への対処時の顧客サポートポリシー・手順の公開；▽M I Cの要請による検索・コンテンツスキャンツールの提供；▽ユーザーに対するインターネット・オンライン情報の提供・使用に関連するベトナムの法規制の情報提供、普及のための所轄当局との連携；▽毎年12月31日までの定期報告・M I Cの要請による臨時報告の実施。¹

¹ 本政令案第26条

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may be amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.



2. 国内ソーシャルネットワークサービス（SNS）の技術要件

本政令案は、新たに、国内SNSの技術要件を、以下の通り規定した。▽氏名・生年月日・IDカード番号/国民識別番号/パスポートの番号・発行日・発行場所・ベトナムの携帯電話番号・電子メールアドレスを含むメンバーの個人情報の登録・保管;▽アカウント登録時の携帯電話番号によるサービスユーザーアカウント認証;▽管轄の国家管理機関の要請によるサイバーセキュリティ法・本政令案・知的財産法の規定に違反する情報情報の掲載の防止・削除の実施;▽サイバーセキュリティ法・本政令案の規定に違反する情報の投稿をメンバーに警告する仕組みの確立。²

さらに、本政令案は、国内SNSを提供する組織および企業は、本政令案に規定されている完全かつ正確な個人情報を提供したユーザーのみが情報を投稿（記事の執筆、コメント、ライブストリーミング）し、SNS上で情報を共有できることを保証しなければならないとの規定を追加した。

3

3. 国内SNSおよび国境を越えて情報を提供する外国SNSのベトナムに関する国内ユーザーの権利・義務

本政令案は、新たに、国内SNS・外国SNSを利用するベトナム国内組織・個人の権利・義務を、以下の通り規定した。▽法律で禁止されているサービスを除き、SNSを使用する権利;▽法律の規定に従って個人情報の機密性を保護される権利;▽SNSの管理・提供・利用に関する規制を遵守する義務;▽SNSで保存・提供・送信する情報の内容および確立した直接リンクを通じて情報を配布する情報内容に対して責任を負う義務;▽SNS上のアカウント・コンテンツチャンネル・コミュニティページ・コミュニティグループをMICに登録する権利;▽SNS上で専門的な情報やサービスを提供する際に専門的な法規制を遵守する義務;▽SNS上で収益を生み出す活動を行う際に税法を遵守する義務;▽SNS上のアカウント所有者・コンテンツチャンネル所有者・コミュニティページ所有者・コミュニティグループ管理者の自分のアカウント・コンテンツチャンネル・コミュニティページ・コミュニティグループに投稿された情報内容を管理し、法律違反情報または組織・個人の正当な権利や利益に影響を与える情報を閉ざす責任を負う義務;▽ライブストリームの形式で情報を提供する場合、SNS上のアカウント・コンテンツチャンネル・コミュニティページ・コミュニティグループが専門的な法律を遵守する義務。⁴

² 本政令案第30条

³ 本政令案第38.10条

⁴ 本政令案第39条



ご質問は下記まで：

[ホーチミンオフィス]

岡田 英之 Hideyuki Okada/小林 亮 Ryo Kobayashi/Nguyen Thi Hong Phuc/ Dao Thi Lan Anh/Bui Viet Anh

Tel: +84-28-6299-0666

Email: hochiminh@tmi.gr.jp

[ハノイオフィス]

岡田 英之 Hideyuki Okada/小幡 葉子 Yoko Obata/Le Phuong Lan/Nguyen Thu Huyen/Le Duc Son

Tel: +84-24-3826-3826

Email: hanoi@tmi.gr.jp

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may be amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.